

給付型奨学金の実現を求める共同声明

希望の光、給付型奨学金が実現しそうです。

文部科学省は、二〇一二年度概算要求に高校・大学等の「給付型奨学金」を盛り込みました。

それが実現すれば、日本の公的奨学金（現在、日本学生支援機構学資貸与）が、一九四四年にはじまっていらい、六八年ぶりの画期的なことです。

それは、貧困・格差のもとで修学が困難な若者、とりわけ東日本大震災の被災者にとって、大きな希望です。「教育を受ける権利」（憲法二六条）「教育の機会均等」（教育基本法四条）の保障の重要な前進です。

今日、教育関係団体をはじめ諸団体、ほとんどの政党、経済界などがそれを要望し、政策や提言に掲げています。当概算要求・要望はこの国民的世論にこたえるものです。

世界では、給付型奨学金が奨学金の基本であり、経済協力開発機構（OECD）の加盟三十一ヶ国では、家計等への公的補助のうち給付型奨学金の割合は平均五八・八％、十一ヶ国ではそれが一〇〇％ですが、日本にはその制度がまだありません（二〇〇八年現在）。国際人権A規約一三条は、中等・高等教育の「無償教育の漸進的導入」と「適当な奨学金制度の設立」を規定しています。日本では実施されていません。

二〇一〇年度の高校無償化により、「社会全体で学びを支える」という気運が高まり、それが給付型奨学金の概算要求の背景となりました。

二〇一二年度予算案でそれが縮小されたり、見送られたりしないよう、政府の特段の努力を切望いたします。

二〇一一年一月四日

共同声明連名者一同